

防火管理制度等の概要

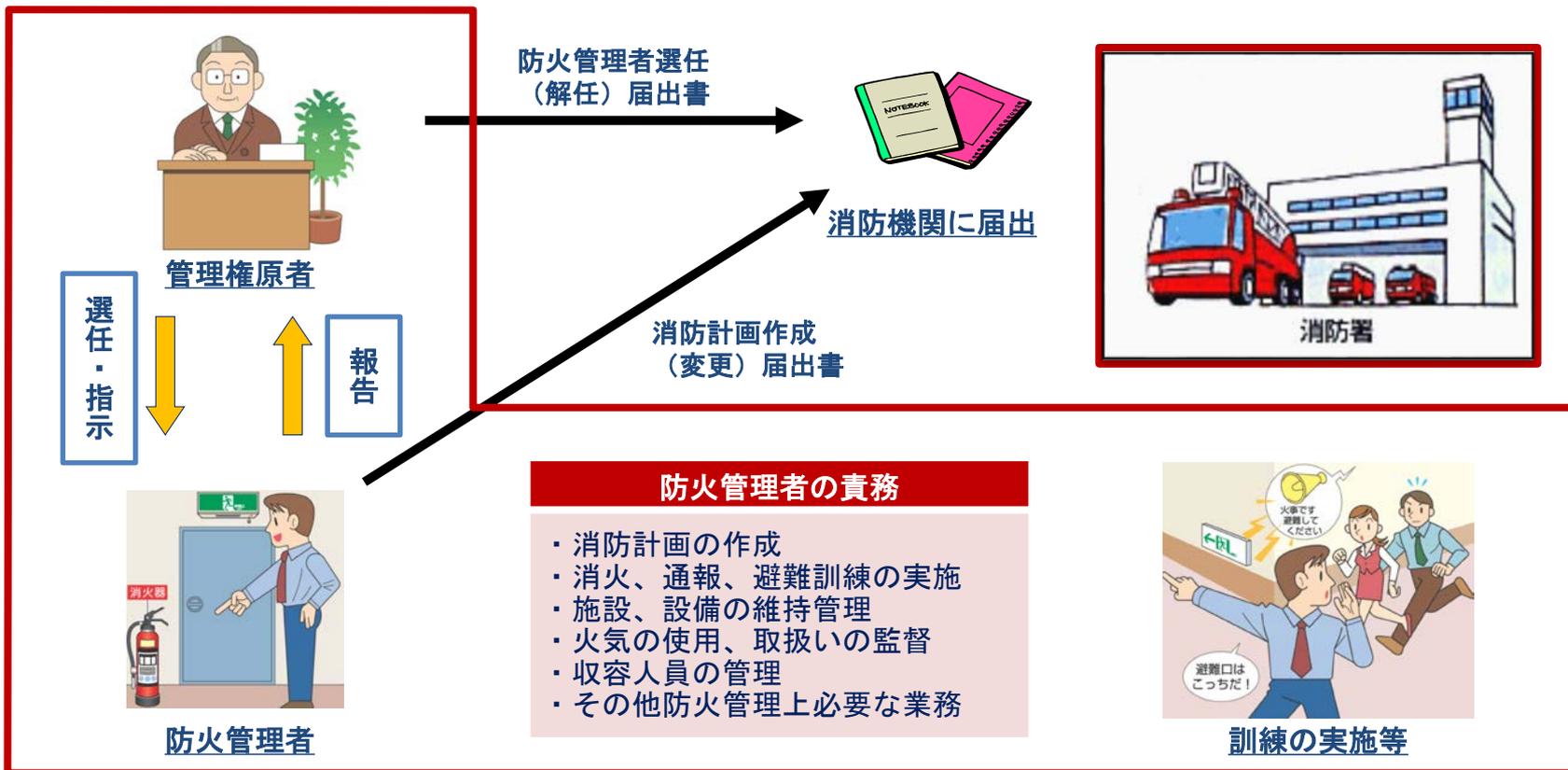
平成30年6月20日
事務局

防火管理者 (消防法第8条)

防火対象物の安全を図るため、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者(管理権原者)は、自主防火管理体制の中核となる「防火管理者」を選任し、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

防火管理が必要となる対象物

- ・ 特定防火対象物（ホテル、病院、福祉施設、地下街等の不特定多数の者等が出入りする建物）で、収容人員（建物に出入りし、勤務し、居住する人数）が30人以上（主に自力避難困難な者が入居する福祉施設は、10人以上）
- ・ 非特定防火対象物（特定防火対象物以外の建築物）で、収容人員が50人以上



統括防火管理者 (消防法第8条の2)

高層建築物又は管理について権原が分かれている防火対象物若しくは地下街の管理について権原を有する者（管理権原者）は、防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（「統括防火管理者」）を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

統括防火管理が必要となる 防火対象物

管理権原が分かれている防火対象物で以下の防火対象物

- ・ 高さ31mを超える全ての建築物
- ・ 高さ31m以下で3階以上・収容人員10名以上の入所型福祉施設、3階以上・収容人員30人以上の特定防火対象物、5階以上・収容人員50名以上の非特定防火対象物
- ・ 地下街等



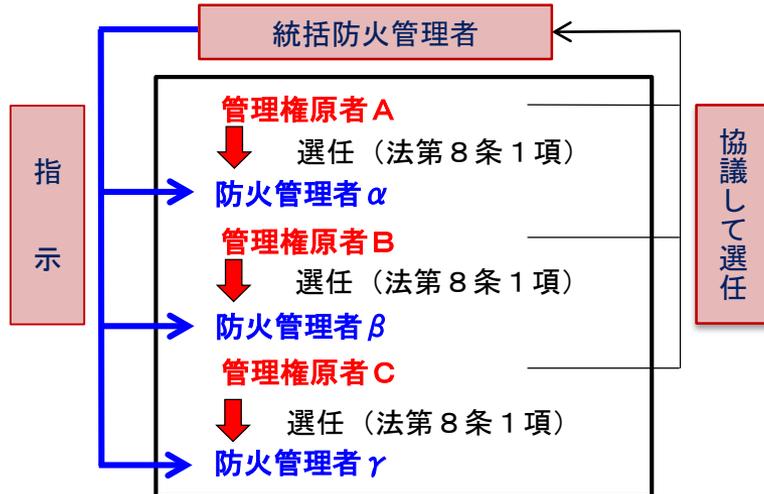
防火対象物全体についての
消防計画作成（変更）届出書



消防機関に届出



消防署



統括防火管理者
選任（解任）届出書

統括防火管理者の役割

- ・ 防火対象物の全体についての消防計画の作成
- ・ 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- ・ 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理
- ・ その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務

自衛消防組織 (消防法第8条の2の5)

防火対象物のうち、多数の者が出入りするもので、特に大規模な防火対象物の管理権原者は、火災及び地震等の災害について自衛消防活動を行うために、自衛消防業務講習の修了者など、一定の資格を有する者を統括管理者とする自衛消防組織を設置しなければならない。

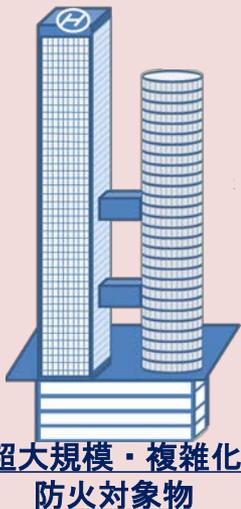
防災管理制度 (消防法第36条)

特に大規模な建築物等の管理権原者は、地震等の被害軽減のため、火災への対応と同様に防災管理者の選任し、防災管理上必要な業務を行わせなければならない。(防火管理制度の準用)
※統括防災管理者制度も統括防火管理制度を準用。

防災管理が必要となる対象物
※自衛消防組織が必要となる
防火対象物も同様

- ・共同住宅(5)項口、格納庫等(13)項口、倉庫(14)項以外のすべての用途で以下の防火対象物
- ① 階数が11以上の防火対象物で延べ面積が10,000㎡以上
- ② 階数が5以上10以下の防火対象物で延べ面積が20,000㎡以上
- ③ 階数が4以下の防火対象物で延べ面積が50,000㎡以上
- ④ 地下街で延べ面積が1,000㎡以上
- ※ 複合用途防火対象物については、5項口、13項口、14項以外の用途に供される部分の床面積の合計により算定

大規模防火対象物



防災管理者の選任届出

- ※防火管理者と同一の者であること
- ※防火・防災管理に関する講習の修了等、一定の資格者から専任

防災管理に係る消防計画の作成届出

- ※防火管理に係る消防計画と一体で作成可能
- ※地震発生時の被害を想定し、応急対策等を定める

自衛消防組織の設置届出

- ※自衛消防業務に関する講習を受講等、一定の資格者を統括管理者とする
- ※管理権原が分かれている場合は共同で設置する

防災管理点検報告

- ※防災管理業務の実施状況について1年に1回資格者による点検・報告



消防機関に届出



消防署